令和4年度 第1回亀山市地域福祉推進委員会 議事概要

開催年月日:令和4年7月6日(水)午後1時30分~午後4時10分

開催場所:社会福祉センター3階集会室

出 席 者:12名

牧里 每治、明石 澄子、田中 啓子、谷川 博子、森 徹雄 佐野 知之、小林 智子、鈴木 壽一、渡邉 勝也、佐野 健治 楳谷 英一、小林 恵太

欠 席 者:北川 智、内藤 朋子

事 務 局:地域福祉課 麻生課長、同福祉総務G 西川、西・浦野 社会福祉協議会 藤本局長、鍬田主幹、小林・岡野CSW

事務局①(地域福祉課長):開会にあたって

委員の中で 2 名の交代を紹介。障害者総合相談支援センターあいの森 徹雄 さん(基幹相談支援員)、亀山市自治会連合会の北川 智さん(副会長)が新た に就任。

本日の会議は、2名の方が欠席(北川委員・内藤委員)。委員会要綱第6条第 2項により、委員の過半数の出席を得ていることを報告。

1 あいさつ (委員長)

資料1-①から③ 令和3年度の実績報告を事務局から報告願います。

2 第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画(前期)の進捗について

事務局:資料1-① 地域福祉計画(亀山市)の令和3年度実績

資料 1-② 地域福祉活動計画(社会福祉協議会)の令和3年度実績

資料 1-③ 地域福祉力強化推進事業 (CSW) の令和 3 年度実績

|委員長|:実績報告は終わりました。確認しておきたいことはございますか。

A委員:高齢者の方の支援について、成年後見制度を最重要課題としていますが、 先に進めるのもいいですが課題、デメリットもある。生前贈与もできないし、費 用が掛かる。任期は被後見人が亡くなるまで、後見人に報酬を払い続けなければ ならない。平均寿命も延びている。そういうことを説明しないと分からない。デ メリットを解決できるような制度の仕組みづくりをお願いしたい。 今年度も、この委員会の委員に選んでいただきましたが、障がい者の子を持つ親の不安は、自分の亡き後だと思います。CSW の相談支援実績では、高齢者と障がい者の相談が増えているが、現在の体制で対応はできているのか。大分県の方では、相談室を5カ所設け、相談員の養成研修をしている事例を知りました。例えば、高齢の障がい者を優先とした有料老人ホームの整備やエンディングノートの作成も効果的な取組だと思います。

また、身近な地域の助け合いですが、私の地域ですと個人情報の観点から、世代が変わっても、そこにどんな方が居るのかわかりません。隣の方ですら家族構成が変わっても知らず、まったく見えてこないので、助け合い・支え合いができない状態があります。ちょこボラに取り組む地域の報告がありましたが、地域では年2~3回草取りなどの清掃行事で集まるものの、その場に若い人は出てこないため、顔が見えない関係性となっています。質問として、KIFAに対する助成金の使いみちについて教えてください。

一方、KIFAの取り組みは、2~3回活動を見せていただいたが素晴らしい活動だと思いますので、地域の方に思いとか知っていただきたい。KIFAに対する助成金の使い道はどうなっているのか。

健康づくりについては、以前かかり付け医にワクチン接種を打ってほしいと言ったら、医療センターを受診するよう言われ、行ったところ、ワクチンがないと言われ、地元に戻されました。健康づくりに関する取組も大切ですが、医療に対する不安を取り除いていただければと思います。

委員長:成年後見はこれから扱いますのでそこで、デメリット・メリット等について、意見交換できたらいいと思います。実態の説明や、助成金の使われ方、令和3年度の事業報告で見えてきた課題があればお話しください。医療センターは所管が違うので、答えていただける範囲で答えていただき、即答できない事項については所管課と調整の後、A委員に報告いただくかを整理させていただきたい。

事務局②(福総G):成年後見制度にメリット・デメリットがあることは承知しています。後見報酬の費用は、被後見人が亡くなるまで発生しますので、本人に丁寧な説明が必要であると認識しています。成年後見人は、年1回報告を家庭裁判所に提出する必要があり、書類作成に困っている後見人への支援など、お手伝いする機関がなかったのが現状です。現に後見活動をされる方の相談支援もしっかりとサポートすることとしています。また、例えば、弁護士による後見人が選任された以降で、相続等の手続きが完了し、身上監護面が中心になった場合、

社会福祉士に代わるなどが可能となる専門職との意見交換の場づくりを進めることとしています。費用助成については、助成制度がないと成年後見制度の利用を受けれない人に助成できるよう、本市の要綱を一部改正する予定です。なお、エンディングノートの作成は、本事業の中で検討することとしています。

二つ目の任期の件について、現在の委員の皆さんの任期が、令和5年2月までとなっており、改選時には改めて公募をさせていただく予定です。

次に、CSWによる障がい者や高齢者の相談が多いということですが、これまで子ども・障がい・高齢・生活困窮分野で対応してきたものの、世帯を単位でみると世帯の中で複合的な福祉課題を抱えている方が支援につながってきていることが影響していると思われます。また、病院受診をすれば、障がい認定される可能性が高い方が、地域に顕在化している中で、制度のはざまにある方をCSWが支援し続ける体制づくりをしっかりと進めることとしています。

個人情報保護の関係で隣近所の家族構成など、顔が見えないということですが、ご意見のとおり、地域では、同居から親世帯と子世帯が近い距離に住む「近居」に変わったり、核家族化が進んだりと、家族の関係性が薄くなりつつあると認識しています。一方で、向こう三軒両隣の関係性が残る地域がある中で、地域が抱えている実情に即した仕組みづくりが重要であると考えており、ちょこボラが効果的な地域と効果的でない地域があると思いますので、地域のニーズを聴きながら、地域に合った仕組みづくりを進めていきたいと考えています。

事務局③(社協): KIFA への助成 6 万円の使いみちですが、KIFA が行っています「みらい塾」に、外国籍の子どもらに先生、先生の OB とボランティアの方が毎週水曜日に勉強を教えている。勉強の後に繋がり、交流をしている時にお茶菓子で交流を深めている活動資金に充てています。

個人情報の保護の話ですが、昔は亡くなられた方の名前が回覧で回ってきたが 今は誰かわからないと自治会長や地域の方から聞きます。福祉委員会が中心に 例えば訪問活動を皆ですることで、顔の見える関係を構築していただいて、助け 合いに繋げていただければと思います。

B委員:地域福祉計画は、福祉のマスタープランでその下に高齢者の計画、障がい者の計画、医療の関係の計画、子どもの子育ての計画と様々な計画があります。高齢者、障がい者の相談が多いのですが、高齢分野では地域包括支援センターがあり、障がい者の相談は「あい」がありますし、担当職員も相談を聞きながら、解決できない複合的な問題を社会福祉協議会の CSW が対応している現状です。

医療センターですが、全国的に医師不足の問題がある。今後、経営が難しくなるだろうということで、市民の皆さんには不安を持たれたかわかりませんが、今のところ、医療センターは独立採算制で医師を確保しながら、市になくてはならない機関として存続しているところです。特にワクチン接種は、通常の医療行為にプラスアルファの業務もあり、この負担を医療センターだけにかけることは、通常診療もあり、基本は、あいあいで地域のお医者に来ていただいてワクチン接種としている中で、医療センターで戻されたという事例は分かりませんが、ワクチン接種は、地域のお医者の努力をいただきながら順調に進めているところです。医療センターでは、ファイザー製のワクチンを接種しながら、実施しております。

A委員: ワクチンは、帯状疱疹のワクチンについての話で、地域の医者がワクチンは無いので医療センターに行ったらと言われ、医療センターに行ったところ無いと言われ他で探しました。

B委員:帯状疱疹ワクチンは、50歳以上の方が対象で医師会との連携の中で、 帯状疱疹ワクチンの助成制度がないので検討しているところです。ワクチンが ある、ないは医療機関でないと市では分かりかねます。

委員長:後期の取組の中に医療との連携、福祉と医療を連携するには多職種連携の問題をどうするか。成年後見サポート事業が新たに提案されるようで、そこで後見人の課題を聞かせていただければと思います。他に、令和3年度の事業の中で気付いたことはございますか。

C委員:地域の防災対策の充実で、要支援者名簿を更新すると記載され、地域福祉計画の中にもありますが、私が現在持っている名簿が令和元年12月現在のもので、その要支援者名簿に載っている方は転居されて、どなたもみえません。地域まちづくり協議会に名簿をみせていただいたら、3年前の名簿があるだけで、令和元年の要支援者名簿は、地域まちづくり協議会には配布されていません。その状態で、民生委員、まちづくり協議会で要支援の方に対して、支援をお願いしますと要請があっても、対応することができません。

行政の方で名簿の更新と利活用の方針を示していただかないと、支援する体制をつくることができないと地域まちづくり協議会からも聞いています。また、 平時からの同意を得られていない方の情報は一切入っておらず、未同意者が掲載されていません。地域には、高齢者や障がい者以外にも、自治会に入っていな い方への支援も必要になるので、その情報をどのように把握すればよいかを教 えてください。

委員長:要支援者名簿の更新の仕組みはどうか、更新するルールはどうなのか。

事務局① (地域福祉課長):要支援者名簿は、昨年、一昨年は申し訳ございませんが更新されておりません。3年前の名簿ですと居住地が変わっていたり、お亡くなりになっている方もみえます。民生委員さんが支援をされるときに活用いただけるよう、現在、早急に名簿を作成しているところでございます。8月末までには名簿を完成させて民生委員、まちづくり協議会に配布させていただきます。

事務局②(福総G):名簿の利活用や更新の考え方を整理し、令和3年1月に自治会連合会に提案させていただき、意見集約を行った後、令和3年5月に「亀山市避難行動要支援者名簿の取扱いについて」を策定させていただいたところです。その中では、平時からの名簿情報の未同意者に対する啓発などを記載し、取り組むこととしています。

C委員:自治会連合会に加入されていない自治会が多数出てきてる。そこの自治会にはどういう連絡ができるのか不安である。

委員長:地域福祉計画には、支援者の名簿管理、活用が謳われておりますので、 しっかりとやらなければならないと思う。同意を得た人たちの情報をどう更新 するか、どう公開するか、ルール、仕組みがいる。また、同意をしていない人を どうするかなどの課題があることについても、ご指摘をいただいているという ことで、今後、機会があれば議論をしたいと考えます。他にありますか。

D委員:資料1-②で実績が述べられていますが中止になった場合があります。 助成金が2カ所だけありますが、他のところには助成金が出なかったのか、助 成金があったにもかかわらずこの団体だけ出したのはなぜか。

委員長:社会福祉協議会お願いします。

事務局③(社協):助成金ですがボランティアの方、サロン団体、関係団体に対して様々な助成金をさせていただいています。事業名の中で 3 ページの多文化

共生と 8 ページの子ども食堂開設支援の事業に対しての助成金は、新規団体を立ち上げて、事業を始めているというところで、特出して書かせていただいた。 その他にも助成をさせていただいています。

委員長: E委員どうぞ

E委員: 2 点伺いたい。資料 I - ①4 ページ権利擁護について、権利人を守られるために、さまざまな民間の団体が頑張っている中、令和 3 年度の事業で愛知県豊田市への先進地視察に行かれたが視察の状況と視察で得たものを教えていただきたい。社会福祉協議会は 19 ページ(資料 1- ③)にちょこボラのしくみづくりで、平成 30 年度から、毎年ひとつずつ確実に実績を上げておられる。私共、地域包括支援センターはコーディネートしていく中、多機関と協働ということでいい言葉に思いますが、まちづくり協議会の方でいろんな情報がないと、いいところがあるのか、ないのかということも分からないと思うので、そういった点についても配慮されてしっかりやられておられるのか。

委員長:それぞれお答えいただけますか。

事務局②(福総G):豊田市では、行政の職員は人事異動がある中で、成年後見制度に関するノウハウを蓄積し続けれられるよう、社会福祉協議会に委託したと伺っています。豊田市では、成年後見支援センターを組織化し、多くの職員体制で事業を推進されています。本市が視察により得たものにつきましては、豊田市は社協に委託をしておりますが、委託しただけになっておらず、市と社協が共同で事業を推進する体制が整っていることが参考になったところです。

本市におきましても、市の司令塔機能のもと、その実務を社協が担うなど、相互の役割を分担しながら、弁護士、司法書士、家庭裁判所とのネットワークづくりの会議体の設置・運営を行うこととしています。このため、事業実施要綱の中で、しっかりとその旨を明記し、豊田市を参考にしつつ、それを亀山市版に置き換えて進めていきたいと考えています。

事務局③(社協):ちょこボラですが、全地区に始めてはどうですかと働きかけをさせていただいていますけれど、先ほどの報告にありましたとおり必要とする地区と必要としない地区があるのが実情です。

地域から情報が分かりにくいという意見ですが、事業をしたい時は、市に言うのか社協に言うのかと住民や団体から話がありましたが、CSW を置いたことで

一定の整理ができたと考えています。また、本会に配置している生活支援コーディネーターの1層と第2層の安全福祉会とが連携しながらさせていただいております。地域の方からすると CSW にとか生活支援コーディネーターとかどなたでもいいのかなと思います。その時の最初の入り口として、スムーズに入っていける仕組みが作れていればよい。その時に CSW、包括の連携がスムーズにできればそれが多機関協働の良さであると思います。

委員長:報告を聞いてご意見をいただきました。事項書3、後期における取組について、資料1と2まとめてお願いします。

3 第2次地域福祉計画(後期)における主な取組について【資料2】

事務局:資料2-① 重層的支援体制整備事業

資料2-② 成年後見サポート事業(概要)

委員長:後期の計画内容の説明をしていただきました。2時間を超えてしまいま した。重要なテーマですが、ある程度時間を切らないといかがですか。

F委員:重層的支援体制整備、成年後見制度が国の体制が整い、県、市と体制が出来てきた。亀山らしさを発展してほしい、亀山ホームケアネットとかございます。これだけで終わりでなく、全国の中ではおひとりさま政策課、中核的なものの支援を例えば一人で亡くなった場合、財産とか成年制度もそうですが、手続き的なものを市民課で全部やってくれるようなシステムが出来上がりつつある。県下では松阪市がやってると聞いております。亀山市においてもシステムの構築を、ぜひお願いしたい。成年後見制度も問題化されている詐欺とか弁護士自体がそういう自体になっているので、カバーしながらやっていかないと財産になりますから慎重に進めないといけない。

戻りますが初めの実績等の報告がありました。今日の参考資料としまして、今まで民生委員だよりとか福祉委員から実績など広報に掲載されていますので参考にしてください。

委員長:この会議をどうしますか、2時間を超えて議論するのか質問するのか、 事務局どうですか。(事務局:発言)

委員会として、4時まで限度にして30分延長させていただきご意見を頂戴 します。事務局から議論はできる時間はないので、質問、提案をしていただけれ ばと思います。 G委員:いままで社協とか福祉ネットワークがいろんな仕組みを作られまして、連携とかいろんなことが出来ると気がしましたが、結局できていなかった。年度によって切れたり、無くなったりした。報告を見ていると社協側の数値が多いです。以前は、数値の成果でなく本当の成果のようであった。

例えばボランティア講座を開かれても、いつどこで開かれたのか事前の PR もなかったし報告で知ることが多いです。ちょこボラを進めますと多く出てきますが、生活支援コーディネーターがみえますがそこで進められるのか。 CSW について 4 人のうち一人欠員です。欠員が補充されていない。この状況で本当にこの計画を推進していけるのかどうか、目指していただきたいと願うだけです。

委員長:意見がある方どうぞ。

H委員:私のところで、障がいの運営費にはまらない方を支援させていただいている。この方の生きづらさの要因というのは、弟さんの障害や早くお父さんを亡くされたことで、お母さんは一生懸命生活をされていた。結果的には家庭内に課題を多く抱えることになった。その方は、高校を途中で辞めてしまい、その後、私のところで預っている。制度の中へ上手くつながり、その方が生きやすさを感じられるような制度になっていけばいいのかと思います。計画の中に、それぞれどこがするのかと7・8ページに書いてありますが、前回の委員会で話したが所管とか部署、誰がやるのか、はっきりと書いていただいたらわかりやすいのかと思いました。仕事の関係で研修を受けたりするが、いつ、どなたの研修でどういう資料を使ったか提出する厳しい研修の内容になってます。ぜひ、どこの所管で誰がやるのか書いていただければと思います。

I委員:重層的な課題とかつながるシートをやっているのを見極める立場から言うと、これから続けていく時に、やらなければいけない行政の形、社協もそうですが、実際、支援をする者がどういう気持ち的にまとまって、子どもであろう、一人の人間、一人の家族をそういう人達をどう支援していくか、重要性を認識し共有する。それが第一である。極端に言うと、学校の中で一人の子どもが不登校になる、先生も気になるから、学校へ出ておいでよと言う。家ではごたごたがあって、学校に行く以前の問題として、落ち着いて家では生活できない。それに対して先生は出てこないのは何かあったとわかるが、家のごたごたは分からない。そういう状況があったとしたら、その子は多分救われない。プラスアルファとして、家の不具合が分かって不具合を直してやることによって、学校へ行ける可能性は非常に高い。これからの社会は考えていかなければいけない。それがつなが

るシートであり、重層的な課題の体制づくりになる。行政の一つの部署の記録が 完結しているからそれでよいと捉えて、それは表に出てこなかったら救いたく ても救えない状況が続く。それがお互いの行政サービスでなく社協も、お互いが 一人の人の課題の背景の中で考えて、支援していこうと背景の人達も一緒に支 援をしていかないと、そのための体制づくりが必要でないかと考えるこのこと が重層的な体制づくりと思います。今までは一人を救い上げるために、それぞれ の担当部署がそれだけではだめで背景の人を支えよう、そのために皆が考えよ う。これからも社協と行政と手を結びあっていく。それ以上に行政の中のそれぞ れの部署がどう手を打つか議論をしていただきたい。

地域まちづくり協議会は、後期の中に書いてある第2層の大事な地域の元になっている。第1層が亀山市全体、第3層が小地域、第2層のいろんなところをまとめていく地域まちづくり協議会が変わらなければ、つながるシートとか重層的な体制づくりも完結していかない不安がある。地域の人たちも一緒に入って支え合いしていただいたら、その世帯の人たちも住みやすくなる。そういう理念が当然しかるべきである。地域まちづくり協議会自体も内部で議論しながら、本当に自分たちがやるべきことは今までよいのか、そろそろ始めていただきたい。考え方を変えていきながら、より地域の中で住みやすいまちをどうつくっていくのか大きな考え方をもっていく、後期の大きな課題になっていく。

委員長:他にどうでしょうか。どうぞ

D委員:サロン活動はいいんですが、箱ができても中身が見えてこない。私の地域もサロン活動がありますけど、何をしているのか見えてこない、住民たちも何をやっているのか、反対にサロン活動に行けばいい。例えば、今日、何月何日は、こういうことをしますよと皆、出てくださいとお誘いがあったら、誰でも行けます。何をしているかわからない。まち協もいいことをされていると思いますが、中身が見えてこない、中身が見えてきたら私も参加したい、手伝いたい方がいっぱいいると思います。特に若い方は、見えない活動は避けていくべきだと思います。そういう活動も社協は見えているのか、助成金を使った報告だけでなくて中身の資料も付けるべきと思います。助成金は市の税金を使っているわけですから有意義な市民全員が楽しめるようなことをしているかどうかを今後は、組み立てていかなければいけない。

委員長:他いかがですか。どうぞ

J委員:障害者相談支援センターあいです。私から感想です。福祉の仕事を25年くらいさせてもらって、四日市、伊賀、名張、鈴鹿と亀山のほうで障がい者の支援をさせていただいて、会議もいろいろ出させていただいているのですが、他市町と比べて個人的な感想として、随分と進んでしっかり体制が取られているなと感想を持っています。ただ、問題は絵を描くが実行していくために同じような想いとか目的とかしっかり持っていないと進まない。特に障がいの部分では障害者総合相談支援センターあいという相談機関と社協とか市町のワンストップ相談、断らない相談体制とどうコミットメントしていくのか、障がいのある住民の方をどれだけサポートできるか、そのプロセスを一緒に共有させてもらって、市民の方々の支援に関わりたい。

委員長: ご質問、ご意見はだいたい出尽くしたようですか。 いろいろご意見をいただいておりますが、 事務局からあれば頂戴したい

事務局②(福総G): H委員から前回の委員会の中で、どこの部署がやっていくのかとご意見をいただいていた中で後期計画につきましては、どこがやるという表示をしていく形で考えております。次回の委員会でお示しをしたい。

現在、市内のNPO法人においては、制度のはざまにあるような方を自主的に受け入れていただいていますが、本年度、市と社協の方で、事業所を訪問し、現状や課題とともに、求められる市の支援などを伺いながら、各法人を支援できるような助成制度の創設を考えているところです。

事務局④(社協):人材については、何とか今いる職員の中でやっています。介護人材の不足の厳しい中で、市民の方が亀山市で暮らしていけるよう努めています。地域福祉については社会福祉法の中で、すべての住民が地域福祉の推進をしなければいけないと明示され、行政、社協、地域の皆さん、まちづくり協議会、特に関係団体とが力を合わせて地域福祉を推進していくことが、前提になっておりますので、社協として十分取り組んでいきたいと思います。

事務局⑤ (福総G): F委員から、亀山らしさはどういうことなのか、子ども支援室を立ち上げたときに顔が見える近い関係にあるのが亀山らしさであると考えました。教育と保健福祉、医療が互いに顔の見える関係を図りながらつながりを持って取り組みを進めていくことを目指していましたが、子どもの将来を見通した体制を築いていくまでには至っていないと感じています。

H委員のお話にあったように、当時は子どもとしてみていたが、今、青年期となり様々な課題や困難を抱えている姿を見ると、自分が何をしてきたのか考えるとともに、今後、何ができるかを考えていかなければいけないと痛感する。亀山らしい、顔の見える関係を大切にしながら、様々な人と声を掛け合い支えあいながら、仲間をつくっていかなければいけない。関係機関ととともにケース会議をしていく中で、子どもたち、世帯、支援者の方々も含めて、どういうふうに支援を前に進めていくかを考える中で、お互いに声を掛け合える・仲間になれる関係を築きながら、重層的な支援体制を構築していきたい。「重層的支援体制整備事業」の名称は固いイメージもあるが、生きづらさを抱えている、支援のしづらさを抱えている人たちに対して、支援する者同士が仲間となって、その支援体制が根付くような形を考えていかなければいけないと考えています。

委員長:後半の簡単なまとめをして終了したい。重層的支援体制整備事業と成年後見サポート事業ですが、目玉事業ということで提案され、重層的支援体制を整備しようと思ったら成年後見制度のような権利擁護事業としっかり結びついていないところの重層的支援体制整備事業の意味が形骸化されてないか。生きづらさとか、本人、家族その人たちをエンパワーメントするような仕組みなのかどうか、エンパワーメントするよう皆さんの意識を共有してるか、体制が作れるのかということにかかっている。

実際は、一人暮らしの人が増えている。自分で意思決定がしにくい人が増えて いる。親亡き後をどうするか。ひとりに対する社会、自分でちゃんと意思決定で きるのが今までのやり方で問題がない。自分で自分の人生を選択することを間 違ってる方が増えている。ひきこもり、閉じこもってしまうことも含めて、社会 に繋がりにくい人が増えてきた社会で、誰がそういう人の意思決定をサポート するのか。 後見人で弁護士が本人の財産を奪ったり、 不祥事を起こしたりしてい る社会。矛盾が繰り延べされる状況、すぐに解決できるものでない。重層的支援 体制づくりで私たちは何を繰り出そうとしているか、しっかりと考えないと重 層的支援をつくった、相談はどこがやった、支援する人は流れていく、流れた先 がどうなったか分からない。関わっている時は分かるがその後は知らない。それ はこれまではよかった。家族や親族が見る。後見人とか親族が居なくなったとき、 今、問題になっているのは入院とか手術するときに、必ず家族、親族の同意を求 める。賃貸住宅に入るとき、保証人がいないとなかなか入らしてもらえない。一 人暮らしの人は大変困っている。生活保護の人は入れてもらえない。履歴書が書 けない人はどうなっていくか、そういうことも含めて重層的支援体制と考える。 ここに込められている意味、寄り添い支援とか、伴走的支援、その人と一生、死

ぬまで付き添わなければいけない。家族でない我々がどこまでできる。重層的支援のあり方、限界があるため、全てがカバーできるわけではないが、ここは最低限やろうと仕組みがないと、箱は作ったけど中身がないと何をやっているか分からないと成りかねないと指摘もいただきました。重層的支援体制は CSW の活躍の舞台を作るということ。制度の隙間を繋いで、こういう人達をエンパワーメントできる関連する人たちの繋がりも作れる。制度の谷間で制度を全部投げられる CSW が孤立しないような体制も重要。力を持ってないと CSW はできない。協力してくれる周りの体制、行政職、専門職あるいは地域の人たちの支え、サポートがなければ 24 時間 365 日、一生関わることはできない。壮大な時に一歩を踏み出そうとする体制が、重層的支援体制であると考える。

長時間にわたり、熱心にご議論いただきありがとうございました。これで閉会 とします。

事務局:時間延長して申し訳ございません。貴重なご意見をたくさんいただきました。後期計画の推進に本委員会での意見を活かしながら進めてまいります。

本日の会議概要につきましては、事務局で作成しまして委員の皆様に配布いたします。